第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、金ケ崎町(以下「町」という。)の町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金ケ崎町防災会議が作成する計画で、各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 町民の責務

町民は、法令及び県の防災計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など、地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等の長が作成する防災業務計画及び岩手県地域防災計画との整合性を担保するものである。

第4節 災害時における個人情報の取り扱い

町は、個人情報を町の事務又は事業(被災者支援を目的とするものに限る。)の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利権益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供にあたっては、金ケ崎町個人情報保護条例(平成22年金ケ崎町条例第15号)の定めるところにより個人情報の適切な取扱いを確保する。

第5節 金ケ崎町防災会議

1 所掌事務

防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 金ケ崎町地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- (2) 金ケ崎町地域防災計画を調査審議すること。
- (3) 町域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する災害応急対策及び災害復 旧・復興に関し、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関相互間の 連絡調整を図ること。
- (5) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を 処理すること。

2 組織

防災会議の組織は、次の防災機関の長、又は、その指名する職員によって構成する。

職名	区 分	防 災 機 関			
会 長		金ケ崎町長			
		岩手河川国道事務所 水沢出張所			
		岩手河川国道 事務所 水沢国道維持出張所			
1 号委員	 指 定 地 方 行 政 機 関	北上川ダム統合管理事務所 胆沢ダム管理支所			
1万安貝	の職員	東北農政局岩手拠点			
		岩手南部森林管理署			
		陸上自衛隊第9師団第9特科連隊			
		県南広域振興局			
2号委員	岩手県知事部局の職員	奥州保健所			
		県南広域振興局土木部			
3号委員	岩手県警察の警察官	水沢警察署			
3万安貝	石士宗書祭の書祭日	金ケ崎交番			
		副町長			
4 号委員	 町職員	総合政策課			
日 4 万安貝	MJ NK I	財政課			
		生活環境課			

		保健福祉センター				
4 日 禾 巳	m-m/ B	農林課				
4号委員	町職員	建設課				
		水処理センター				
5号委員	教育委員会	教育長				
6 号委員	消防機関	奥州金ケ崎行政事務組合消防本部				
0万安貝	行IV7恢送	金ケ崎町消防団				
		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社北上駅				
		東北電力株式会社水沢営業所				
7号委員	旨定公共機関の職員 NTT東日本岩手支店					
		日本郵政株式会社金ケ崎郵便局				
		岩手県交通株式会社胆江営業所				
		金ケ崎町婦人消防協力隊				
		金ケ崎町女性百人会				
		岩手中部土地改良区				
		金ケ崎町建設業協会				
0 只禾县	フの 仏町 巨が魅いり面も初ぬてもの	岩手ふるさと農業協同組合				
8号委員	その他町長が特に必要と認めるもの	金ケ崎町自治会長連絡協議会				
		金ケ崎町商工会				
		金ケ崎町赤十字奉仕団				
		奥州医師会				
		奥州エフエム放送				

〔資料編 1-5-1 金ケ崎町防災会議条例〕

3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示し、委員に 通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、 市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県・町

機	関	名	業務の大綱
			(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、
			運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。
			(3) 防災訓練の実施に関すること。
			(4) 防災知識の普及及び教育に関すること。
	県		(5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。
			(6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。
			(7) 災害応急対策の実施に関すること。
			(8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関するこ
			と。
			(9) 被災施設の復旧、被災地城の復興に関すること。
			(10) 市町村及び防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
			(1) 金ケ崎町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害
			警戒本部の設置、運営に関すること。
			(2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。
			(3) 防災訓練の実施に関すること。
	町		(4) 防災知識の普及及び啓発に関すること。
			(5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
			(6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。
			(7) 災害応急対策の実施に関すること。
			(8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。

2消防機関

栈	Ś.	関	2	名			業	務	0	大	綱
奥州金金ク	ケ崎行 - 崎	政事和	消防防	万本部 団	(1) (2) (3) (4)	救急及災害	予防対策	カ活動! 毎の実施	こ関する	ること。 こ関する こ関する	ること。

3 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
東北地方整備局	
· 岩手河川国道事務所水沢出	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。
張所	(2) 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。
• 岩手河川国道事務所水沢国	(3) 水防活動の指導に関すること。
道維持出張所	(4) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
・北上川ダム統合管理事務所	(5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
胆沢ダム管理支所	
	(1)災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連
東北農政局岩手拠点	絡に関すること。
	(2)災害資金の融通に関すること。
	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関するこ
	と。
	(2)気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動
	に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
仙台管区気象台	に関すること。
(盛岡地方気象台)	(3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ
	と。
	(4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
	(5)防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関するこ
	と。
	 (1) 国有林の保安林、保安施設等の整備に関すること。
東北森林管理局	(2) 山火事防止対策に関すること。
岩 手 南 部 森 林 管 理 署	(3) 災害復旧用材の供給に関すること。

4 自衛隊

機関名		業	務	D	大	綱	
陸上自衛隊第9師	団 災害派遣要	請又は出	動命令	に基づく	く応急	対援及で	び応急復旧に関
第9特科連隊	すること。						

5 指定公共機関

3 相比公共機関	T
機関名	業務の大綱
東日本旅客鉄道㈱盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本高速道路㈱東北支社 盛 岡 管 理 事 務 所	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。(2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。(3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本電信電話㈱岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ㈱ ㈱ N T T ド コ モ 東 北 K D D I ㈱ ソ フ ト バ ン ク ㈱	(1) 電気通信設備の整備及び災害の防止に関すること。(2) 災害時における通信の確保に関すること。(3) 電気通信設備の復旧に関すること。
東北電力㈱岩手支店水沢営業所	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。(2) 災害時における電力供給に関すること。(3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予警報等の放送に関すること。(2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。(3) 町長からの要請に基づく災害放送に関すること。(4) 防災知識の普及啓発に関すること。
日本通運㈱水沢支店 岩手県交通㈱胆江営業所 佐川急便(株)北上営業所 ヤマト運輸(株)水沢佐倉河センター 東北西濃運輸㈱ 北東北福山通運(株)北上支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
金 ケ 崎 郵 便 局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。(2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援 護対策に関すること。

6 指定地方公共機関

一般社団法人奥州医師会 (1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理の協力に関すること。 胆江地区危険物安全協会 (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。 (一社) 岩手県高圧ガス保安協会胆江支部岩手金ケ崎ガス(株) J A岩手ふるさと LPG センター (1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。	機関名	業務の大綱
(一社) 岩手県高圧ガス保 安協会胆江支部 岩 手 金 ケ 崎 ガ ス (株) J A岩手ふるさと LPG センター (1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。	一般社団法人奥州医師会	
安協会胆江支部 岩 手 金 ケ 崎 ガ ス (株) J A岩手ふるさと LPG センター (1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。	胆江地区危険物安全協会	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	安協会胆江支部 岩 手 金 ケ 崎 ガ ス (株)	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。
(株) I B C 岩 手 放 送 (株) テ レ ビ 岩 手 (株) 岩手めんこいテレビ	(株) テレビ 岩 手	
(#) 岩	㈱エフエム岩手	(2) 町長からの要請に基づく災害報道に関すること。
(株) 岩 手 日 報 (株) 胆 江 日 日 (株) 岩 手 日 日	(株) 胆 江 日 日	

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

7 公共的団体をの他防災	
機関名	業務の大綱
農業協同組合森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。(2) 農林水産関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。(3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。(4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材のあっせんに関すること。
胆沢平野土地改良区岩手中部土地改良区永 沢 土 地 改 良 区	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
金ケ崎町商工会	(1) 商工業関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策への協力に 関すること。(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。(3) 救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
一般病院、診療所等	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。(2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
金ケ崎町建設業協会	(1) 被災情報の収集及び連絡に関すること。(2) 障害物除去用等の人員の確保・重機・資機材等の調達に関すること。(3) 応急仮復旧工事に関すること。
胆江地区危険物安全協会	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
一般及び特定運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給業者	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。

第7節 金ケ崎町の概況

1. 位置・地勢及び地質

金ケ崎町は、盛岡市の南約50km岩手県内陸南部に位置し、北を北上市、南を奥州市と接している。町域は東西21.8km、南北14.4kmで、面積は179.76km²である。

地勢は、西部の奥羽山系駒ケ岳から東部に緩やかに扇状地が広がり、東端を北上川が、南端を胆沢川が流れる。西端の駒ケ岳と東端の平坦地との間に1300m以上もの標高差がある。

地質は、西部の山岳高地が火山岩地、続く丘陵地帯は第3紀層山地、平坦地においては、 北上川や胆沢川流域には砂質壌土の多い肥沃な沖積層が広がるが、その他は火山灰堆積土壌 が多くを占め、砂礫漏水地帯となっているところも広く分布している。

気候は、標高差が大きいために気温差が大きく、概して内陸性の気候を呈しているが、奥 羽山脈を持つ西寄りの地域は日本海側に気候に支配され、冬場は多くの積雪をもたらす。

〔資料編 1-7-1 金ケ崎町地形図〕

〔資料編 1-7-2 地目別内訳〕

〔資料編 1-7-3 地勢と地震〕

2 社会的特徴

(1) 人口・世帯構成

本町の人口・世帯構成は、高齢化・核家族化により 65 歳以上の高齢者のみの世帯や 1 人暮らし世帯が増加傾向にあり、災害時の避難誘導に特別な配慮が必要となる。

(2) 道路の位置等

町の東部を国道4号、中央部を町道野中佐倉河線、県道前沢北上線、西部を県道花巻平泉線が縦貫し広域幹線道路としての機能を果たしており、近隣市町村とのアクセス道路となっている。

また、東部には東北自動車道が縦貫しており、北は北上金ケ崎インターチェンジから南は水沢インターチェンジから他県へのアクセスも可能となっている。

(3) 交通機関等

東部を縦貫して運行するバス、鉄道以外は、自家用車及び田園バス、タクシーが主な交通 機関となっているため、災害により道路が封鎖された場合、移動手段を失う恐れがある。

(4) 重要施設等

本町は、岩手県内最大の工業団地「岩手中部金ケ崎工業団地」を有している。自動車、集

積回路、医薬品等の高度技術産業など国内でも有数の企業が立地しているため、大きな災害を受けた場合には、甚大な被害の発生が懸念され、関係機関との連携など特に配慮する必要がある。

〔資料編 1-7-4 人口・世帯構成〕

第8節 災害の発生状況

本町の災害は、北上川、胆沢川の両主要河川と、それらに流れ込む4つ(永沢川、黒沢川、宿内川、渋川)の中小河川が、大雨、台風等により氾濫して洪水となっているものが多い。また、過去には北上川等堤防の決壊による水害も度々発生している。このような水害への対策として、胆沢川上流や北上川支流にダムが建設され、近年では洪水の発生件数は減少しているが、さらに万全を期すため、県や町により、河川内雑木の除去や砂防堰堤の整備等が進んでいる。

〔資料編 1-8-1 主な災害の発生記録〕